

◆ 公認会計士・監査法人と日本公認会計士協会

全ての公認会計士及び監査法人は、日本公認会計士協会の会員となることが義務付けられています。監査法人とは、監査を組織的に行うために5名以上の公認会計士によって設立された法人をいいます。

◆ 「社会保障部会」部会員リストの入手先

日本公認会計士協会の公会計協議会ウェブサイトで、医療法人の会計・監査業務に関心があり、社会保障部会の部会員となっている公認会計士のリストを閲覧することができますので、ご利用ください。

公会計協議会ウェブサイト <http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/cpsa/>

■ お問い合わせ先

北海道会(北海道)

〒060-0001 札幌市中央区北1条西4-2-2
札幌ノースプラザ 8階
TEL:011-221-6622 / FAX:011-272-6911

埼玉会(埼玉県)

〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5
ソニックシティビル8階
TEL:048-644-9050 / FAX:048-644-9054

東京会(東京都・茨城県・群馬県・
栃木県・長野県・新潟県・山梨県)

〒102-0074 千代田区九段南4-4-9 ニッキン第2ビル
TEL:03-3515-1180 / FAX:03-3515-1190

東海会(愛知県・静岡県・岐阜県・三重県)

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-10
名古屋クロスコートタワー 11階
TEL:052-533-1112 / FAX:052-533-1113

京滋会(京都府・滋賀県)

〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町
659番地 烏丸中央ビル4階
TEL:075-211-5061 / FAX:075-255-5290

兵庫会(兵庫県)

〒651-0088 神戸市中央区小野柄通7丁目
1番1号 日本生命三宮駅前ビル 8階
TEL:078-252-3281 / FAX:078-252-3291

四国会(香川県・徳島県・高知県・愛媛県)

〒760-0027 高松市紺屋町1番地3
香川紺屋町ビル6階
TEL:087-826-7628 / FAX:087-826-7629

南九州会(熊本県・鹿児島県・大分県・宮崎県)

〒860-0806 熊本市中央区花畑町4-7
朝日新聞第一生命ビルディング3階
TEL:096-352-3737 / FAX:096-352-3700

東北会(宮城県・青森県・秋田県・
岩手県・山形県・福島県)

〒980-0014 仙台市青葉区本町2丁目18番21号
タケダ仙台ビル 3階
TEL:022-222-8109 / FAX:022-222-9916

千葉会(千葉県)

〒260-0013 千葉市中央区中央1-11-1
千葉中央ツインビル1号館9階
TEL:043-305-4203 / FAX:043-305-4204

神奈川会(神奈川県)

〒231-0011 横浜市中区太田町2-23
横浜メディア・ビジネスセンター6階
TEL:045-681-7151 / FAX:045-681-7152

北陸会(石川県・富山県・福井県)

〒920-0863 金沢市玉川町11-18
新石川ビル 8階
TEL:076-265-6625 / FAX:076-265-5694

近畿会(大阪府・奈良県・和歌山県)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町2-4-11
クラボウアネックスビル 2階
TEL:06-6271-0400 / FAX:06-6271-0415

中国会(広島県・山口県・岡山県・鳥取県・島根県)

〒730-0037 広島市中区中町7-23
住友生命広島平和大通り第2ビル 5階
TEL:082-248-2061 / FAX:082-242-1467

北部九州会(福岡県・佐賀県・長崎県)

〒810-0001 福岡市中央区天神4-2-20
天神幸ビル 5階
TEL:092-715-4317 / 092-715-3664

沖縄会(沖縄県)

〒900-0033 那覇市久米2-2-10
那覇商工会議所ビル 308号
TEL:098-951-1820 / FAX:098-951-1833

日本公認会計士協会 自主規制・業務本部 非営利会計・監査・法規・制度グループ

〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1
TEL:03-3515-1129 / FAX:03-3515-1167

<http://www.jicpa.or.jp>



日本公認会計士協会

The Japanese Institute of Certified Public Accountants

一定規模以上の 医療法人の皆様へ

公認会計士による監査が 制度化されました



公認会計士監査の導入

一定規模以上の医療法人等には、公認会計士・監査法人による監査を受けることが義務付けられました。(改正医療法第51条及び第70条の14)

●公認会計士監査の対象となる法人

- ① 医療法人のうち、最終会計年度に係る負債額の合計が50億円以上、又は収益額の合計が70億円以上であるもの。
- ② 社会医療法人のうち、最終会計年度に係る負債額の合計が20億円以上又は収益額の合計が10億円以上であるもの。
- ③ 社会医療法人のうち、社会医療法人債発行法人であるもの。(従来どおり)
- ④ 地域医療連携推進法人

公認会計士監査導入のメリット

1. 財務情報の信頼性の向上、ガバナンスの強化、これによる法人の社会的な信頼性の向上に寄与します。
2. 適時、適切な経営判断に不可欠な信頼性の高い財務情報を適時に把握できる管理体制の整備・経営力強化に寄与します。
3. 職業専門家との定期的なコミュニケーションにより、経営課題を浮彫にし、課題解決に共に取り組みます。
4. 不正の防止、発見効果が上がります。
5. 業務プロセスの見える化により、効率的な経営の実現に寄与します。

日本公認会計士協会の対応

日本公認会計士協会は、医療法人への監査の導入に向け、会員の専門性を高めるため「社会保障部会」を設置し研修等を実施しており、部会に登録している会員をウェブサイトでご案内しています。



日本公認会計士協会

The Japanese Institute of Certified Public Accountants

公認会計士監査とは

- ◆ 公認会計士監査は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づき、一定の品質管理システムの下で公認会計士又は監査法人が実施するものであり、財務書類に対して高い信頼性を付与(保証)します。
- ◆ 一般的に「監査」という用語は様々な局面で使用されますが、「公認会計士監査」は、それらとは異なり、監査及び会計の専門家として、独立の立場から実施されるもので、「独立監査人の監査報告書」において、財務書類に対する意見を表明(証明)することで責任を負うものです。これは公認会計士又は監査法人だけが提供できる業務です。

公認会計士監査の概要

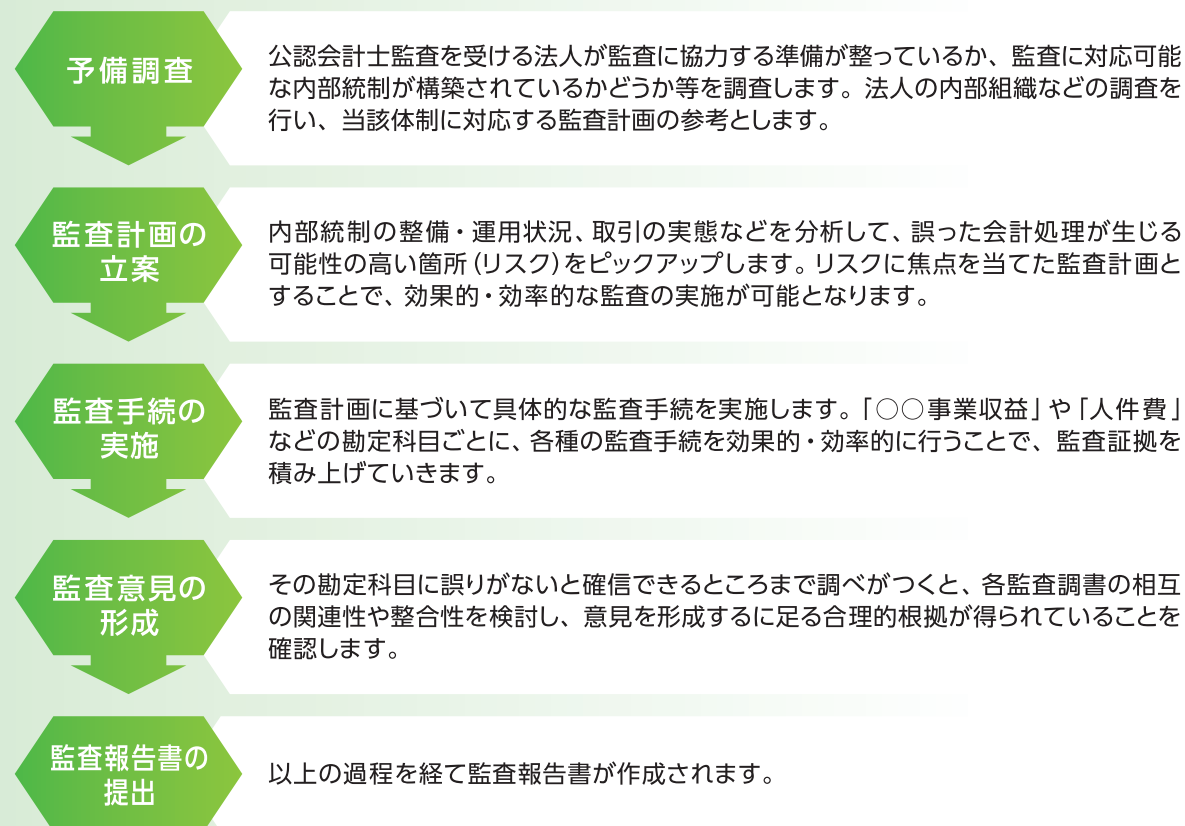
1 公認会計士監査の目的

公認会計士監査の目的は、監査を受ける法人を取り巻く多様な利害関係者(地域社会、利用者(受益者)、職員、政府、国民及び金融機関等の資源提供者等)に対し、公認会計士が独立した第三者として当該監査を受ける法人の財務報告の信頼性を担保することにあります。



2 公認会計士監査のプロセス

公認会計士監査は、以下のような流れで行われます。



3 公認会計士監査において実施する手続

公認会計士監査では様々な監査手続が実施されますが、主な監査手続としては以下のようなものがあります。

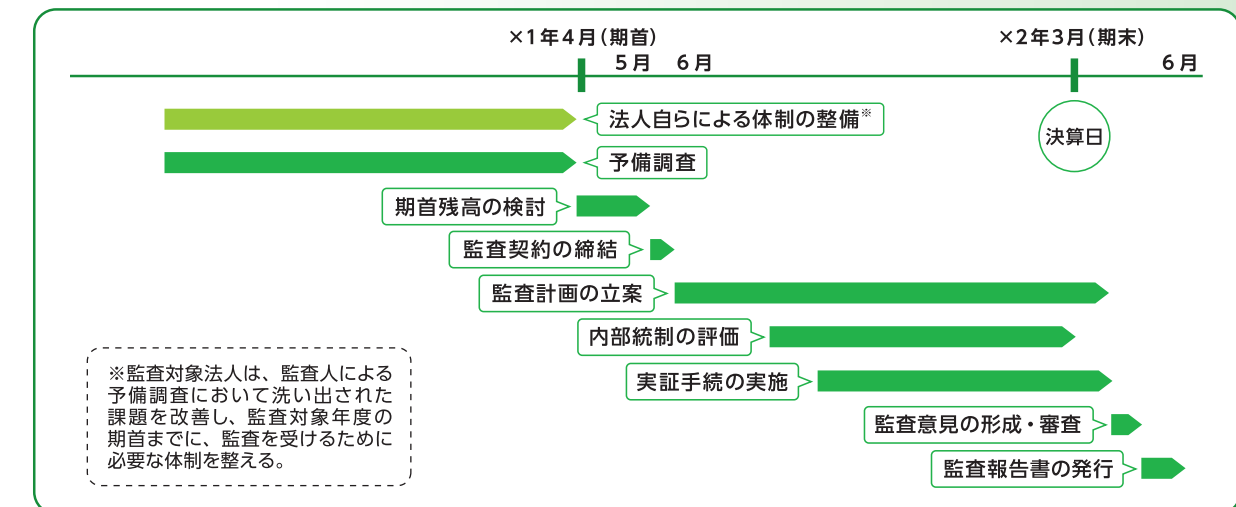
経営者及び監事とのコミュニケーション	経営者及び監事と、有効な双方向のコミュニケーションを図ります。
実査	手許現金、定期預金証書、受取手形等の現物を監査人自らが確認することにより、資産の実在性等を確かめます。
立会	法人が実施する棚卸資産の実地棚卸等の現場に監査人が立会い、内部統制の状況や資産の実在性等を確かめます。
確認	勘定残高や取引の実在性・網羅性等につき、取引先等の第三者に対して文書により問合せ、回答を監査人が直接入手します。
質問	経営者、職員又は外部の関係者に対し、取引の内容等について問い合わせます。
証憑突合	会計データとそれを裏付ける証憑書類の照合によって、証憑書類に示された取引が正しく記録されていることを確かめます。

4 公認会計士監査を受け入れる体制の準備

- ◆ 今後の監査導入の準備に当たって、公認会計士は監査の実施前に医療法人における体制の整備・運用の改善のお手伝いをしますが、公認会計士監査導入時までには、医療法人自ら適切な財務書類を作成する体制を整備する必要があります。
- ◆ 医療法人の体制の整備・運用が不十分・改善未了であった項目等について、経営者や監事との双方向のコミュニケーション等を通じて、公認会計士は継続的に改善のお手伝いをいたします。
- ◆ なお、公認会計士による監査が義務付けられていない医療法人であっても、専門家としての公認会計士を活用し、法人の規模や態勢に即した体制整備を進めることは、管理体制の整備に繋がりますので、将来に向けた有益な投資となります。

5 公認会計士監査導入のスケジュール

一般的な公認会計士監査の導入スケジュールは以下のとおりです(3月末決算)。



医療法人への公認会計士監査の導入に向けた日本公認会計士協会の取組

日本公認会計士協会では、医療法人への公認会計士監査の導入に向け、平成27年11月に公会計協議会に「社会保障部会」を設置し、医療法人の制度、会計及び監査についての専門的な研修や情報を公認会計士へ提供することを通じて、専門知識の向上を図り、医療法人の監査に携わる公認会計士の裾野を広げてゆきます。社会保障部会に所属して氏名等の公表に同意している公認会計士については、日本公認会計士協会のウェブサイトにも名簿を掲載しております。